

◎学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

(平成二六年六月二十七日法律第八八号)

一、提案理由(平成二六年五月二三日・衆議院文部科学委員会)

○下村国務大臣 このたび政府から提出いたしました学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

大学は国力の源泉であり、各大学が人材育成、イノベーションの拠点として教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップのもとで戦略的に大学を運営できるガバナンス体制の構築が不可欠であり、学長を補佐する体制の強化、大学運営における権限と責任の一致、学長選考の透明化等の改革を行うことが重要であります。

この法律案は、このような観点から、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長の選考に係る

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

規定の整備を行うなどの必要な措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、副学長が、学長の命を受けて校務をつかさどることとしております。

第二に、教授会は、学生の入学や学位の授与等のほか、教育研究に関する重要な事項で学長が必要と認めるものについて学長が決定を行うに当たり意見を述べること、また、教育研究に関する事項について審議するとともに、学長等の求めに応じ意見を述べることであります。

第三に、国立大学法人の学長選考について、学長選考会議が定める基準により行わなければならないこととするともに、国立大学法人は、その基準及び選考結果等を公表しなければならないこととしております。

第四に、国立大学法人の経営協議会の学外委員を過半数とすることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院文部科学委員長報告(平成二六年六月一日)

○小淵優子君 たいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長、教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月二十二日、本会議における趣旨説明及び質疑の後、本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌二十三日、下村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、六月四日には参考人から意見を聴取いたしました。

六日には、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会及びみんなの党の四派共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案と一括して質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二六年六月六日)

○笠委員 たいま議題となりました修正案について、提出者を代表いたしまして、その趣旨及び内容の概要を御説明いたします。

政府提出法律案は、各大学が教育研究機能を最大限に発揮していくため、学長のリーダーシップの確立等のガバナンス体制の構築が不可欠であるという観点から、副学長や教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るものであり、一定の評価はできるものと考えております。

しかしながら、政府提出法律案は、教授会が学長に対し意見を述べる事項について、「学生の入学、卒業及び課程の修了」と「学位の授与」の二項目のみを明記しており、その他の事項については、学長が意見を聞くことが必要であると認めるものに限定しております。

教授会が専門的知見を持った教員によって構成される審議機関であることや、これまで大学の教育研究に果たしてきた役割等を考慮し、学長が大学運営を行うに際しては、教授会の意見を聞きながら行うことが望ましいと考えるものであります。学

長が必要であると認めるものとする、例えば、教育課程の編成等、大学の教育研究において重要な事項について教授会の意見が聞かれることになるのか、懸念があります。

そこで、本修正案では、学生の入学、卒業及び課程の修了と学位の授与のほかに、学長が教授会に意見を聞くことが必要な事項を学長があらかじめ定めることといたしました。

これらの事項には教育課程の編成や教員の教育研究業績の審査等が入ることが想定されますが、そのような事項をあらかじめ定めることにより、教授会としっかり協力しながら大学運営を行うことができると考えます。

以上が、修正案の趣旨及び内容の概要でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月六日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることにより、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

二 私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模など各大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。

三 学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。

四 国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果たすことができるよう、万全を期すこと。

五 学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。

六 教育の機会均等を保障するため、国立大学の配置は全国的に均衡のとれた配置を維持すること。

七 国のGDPに比した高等教育への公的財政支出は、OECD諸国中最低水準であることに配慮し、高等教育に係る全体の予算拡充に努めること。

三、参議院文教科科学委員長報告(平成二六年六月二〇日)

○丸山和也君 たいま議題となりました両法律案につきまして、文教科科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

案は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長の選考に係る規定の整備を行う等の必要な措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べる事項について、学生の入学や学位の授与等のほか、学長が教授会に意見を聴くことが必要な事項を学長があらかじめ定めることとする修正が行われました。

委員会におきましては、学長に対するチェック機能強化の必要性、大学における教授会の役割、大学の自治に対する認識、大学の国際競争力向上のための方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じますが、質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

……(略)……
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月一九日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。

二、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによつて、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。

三、学長選考会議は、学長選考基準について、学内外の多様な意見に配慮しながら、主体性を持つて策定すること。

四、監事の監査、学長選考組織による選考後の業務評価等学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。

五、国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果たすことができるよう、万全を期すこと。

六、本法施行を受け、各大学等の学内規則の見直しと必要な改正が円滑に行われるよう、説明会の開催等関係者に改正の趣

旨について周知に努めること。

七、私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模など各大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。

八、大学力を強化するため若手研究者や女性の登用が積極的に行われ、若手研究者等の意欲を高める雇用形態が整備されるよう、その環境の整備に努めること。

九、国のGDPに比した高等教育への公的財政支出は、OECD諸国中、最低水準であることに留意し、高等教育に係る予算の拡充に努めること。

右決議する。